



熊本県公報

第13548号
令和8年(2026年)
6月30日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定採取源の指定…………… (森林整備課) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 2
- 道路の区域変更…………… (//) 2
- 道路の区域変更…………… (//) 2
- 道路の区域変更…………… (//) 3
- まさば及びごまさば対馬暖流系群及びぶりに関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量…………… (水産振興課) 3

公 告

- 県営土地改良事業計画の決定…………… (農村計画課) 4
- 道路の位置の指定…………… (建築課) 4
- 二級建築士の免許の取消し…………… (//) 4
- 土地改良区の役員の選任等…………… (農村計画課) 4
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了…………… (建築課) 5
- 土地改良区の役員の選任等…………… (農村計画課) 5
- 農用地利用集積等促進計画の認可…………… (担い手支援課) 6
- 農用地利用集積等促進計画の認可…………… (//) 10
- 農用地利用集積等促進計画の認可…………… (//) 10

登 載 依 頼

- 熊本県指掌紋情報管理システム用装置の保守を含む賃貸借に係る一般競争入札参加資格等…………… (警察本部鑑識課) 16
- 熊本県指掌紋情報管理システム用装置の保守を含む賃貸借に係る一般競争入札の実施…………… (//) 17
- 熊本県次期教育情報基盤に係る教職員用統合端末等調達業務(第1期)に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等…………… (教育政策課) 20
- 熊本県次期教育情報基盤に係る教職員用統合端末等調達業務(第1期)に係る一般競争入札の実施…………… (//) 21
- 熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程…………… (企業局総務経営課) 25

告 示

熊本県告示第502号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第3条第1項の規定により、次のとおり指定採取源に指定したので、同法第5条第1項の規定により告示する。

令和8年(2026年)6月30日

熊本県知事 木 村 敬

指定番号	熊本育令和8-2
指定年月日	令和8年(2026年)6月30日
指定採取源の種別	育種母樹林
樹種	スギ
所在場所	熊本県山鹿市鹿北町大字四丁字東ノ前990、991
本数	105本
面積	0.05ヘクタール
所有者氏名及び住所	株式会社ゆうき 熊本県山鹿市鹿北町岩野2854-9

熊本県告示第503号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第12

3号)第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第51条の規定により公示する。

令和8年(2026年)6月30日

熊本県知事 木 村 敬

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	サービスの種類	指定年月日
S t a r s 熊本嘉島町 上益城郡嘉島町大字北甘木2329	株式会社S t a r s 大阪市北区梅田三丁目4番5号毎日新聞ビル2階 水谷 治朗	共同生活援助	令和8年(2026年)7月1日
S t a r s 熊本嘉島町 短期入所 上益城郡嘉島町大字北甘木2329	株式会社S t a r s 大阪市北区梅田三丁目4番5号毎日新聞ビル2階 水谷 治朗	短期入所	令和8年(2026年)7月1日

熊本県告示第504号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和8年(2026年)6月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年(2026年)6月30日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	河内上津浦港線	天草市有明町下津浦字高尾 3884番1地先から 同所 3884番1地先まで	前	9.5 ～ 10.4	16.4	災害復旧工事
			後	10.4 ～ 29.5		

2 区域を変更する期日 令和8年(2026年)6月30日

熊本県告示第505号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和8年(2026年)6月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年(2026年)6月30日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	324号	天草市有明町赤崎字三笠山 3413番6地先から 同所 3383番地先まで	前	17.1 ～ 24.9	53.7	災害復旧工事
			後	38.6 ～ 42.5		

2 区域を変更する期日 令和8年(2026年)6月30日

熊本県告示第506号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和8年(2026年)6月30日から60日間、熊本県土木部道路

都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和8年(2026年)6月30日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	266号	上天草市姫戸町姫浦字上合津越 6171番1地先から 同所 6171番1地先まで	前	13.6 ～ 14.1	7.7	災害復旧 工事
			後	13.6 ～ 32.6		

2 区域を変更する期日 令和8年(2026年)6月30日

熊本県告示第507号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和8年(2026年)6月30日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和8年(2026年)6月30日

熊本県知事 木 村 敬

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	牛深天草線	天草市天草町福連木無番地先から 同所 無番地先まで	前	6.4 ～ 6.8	4.2	土砂災害 対策補助 事業(防 災)法面 工事
			後	6.4 ～ 18.8		

2 区域を変更する期日 令和8年(2026年)6月30日

熊本県告示第508号

漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第16条第1項の規定により、特定水産資源「まさば及びごまさば対馬暖流系群」及び「ぶり」に関する令和8管理年度(令和8年(2026年)7月1日から令和9年(2027年)6月30日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定により、公表する。

令和8年(2026年)6月30日

熊本県知事 木 村 敬

まさば及びごまさば対馬暖流系群及びぶりに関する令和8管理年度における法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

第1 まさば及びごまさば対馬暖流系群

法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
熊本県まさば及びごまさば知事管理区分	現行水準

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 現行水準

第2 ぶり

法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の左欄に掲げる知事管理区分ごとに、それぞれ同表右欄に掲げる数量とする。

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
熊本県ぶり知事管理区分	試行水準

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 試行水準

公 告

熊本県公告第376号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営小川地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
この土地改良事業計画に不服のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。
令和8年（2026年）6月30日

熊本県知事 木 村 敬

- 縦覧に供する書類の名称
県営小川地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 縦覧期間
令和8年（2026年）7月1日から令和8年（2026年）7月29日まで
- 縦覧場所
宇城市役所、氷川町役場

熊本県公告第377号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
令和8年（2026年）6月30日

熊本県知事 木 村 敬

- 築造者の住所 熊本市中央区水前寺二丁目1番28号
- 築造者の氏名 株式会社タウン開発
- 道路の位置 菊池郡大津町大字灰塚字村下497番1
- 道路の幅員 4.20メートルから6.00メートルまで
- 道路の延長 30.30メートル
- 指定年月日 令和8年（2026年）6月18日
- 指定番号 熊本県指令北景建第36号

熊本県公告第378号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により免許を取り消したので、同条第3項の規定により次のとおり公告する。
令和8年（2026年）6月30日

熊本県知事 木 村 敬

- 免許の取消しをした年月日 令和8年（2026年）6月19日
- 免許の取消しを受けた建築士の氏名 丸山 恒義
- 免許の取消しを受けた建築士の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別
二級建築士
- 免許の取消しを受けた建築士の登録番号 第4543号
- 免許の取消しの理由 相続人から死亡の届出があったため。

熊本県公告第379号

宇土市に事務所を置く網田新地土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により公告する。
令和8年（2026年）6月30日

熊本県知事 木 村 敬

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	山本 壽	宇土市長浜町291
理事	森 茂徳	宇土市上網田町1
理事	田中 浩之	宇土市長浜町356
理事	杉本 公孝	宇土市上網田町3747-1
理事	中村 実	宇土市長浜町547-1
理事	河野 敏信	宇土市下網田町704-1
理事	田中 一昭	宇土市赤瀬町66
理事	宮本 光	宇土市長浜町2118-3
理事	浦本 哲矢	宇土市長浜町712
監事	園田 雄一	宇土市長浜町276
監事	西口 寿史	宇土市上網田町693
監事	園田 建三	宇土市下網田町2664

就任		
理事	山本 壽	宇土市長浜町291
理事	森 茂徳	宇土市上綱田町1
理事	田中 浩之	宇土市長浜町356
理事	中村 実	宇土市長浜町547-1
理事	河野 敏信	宇土市下綱田町704-1
理事	田中 一昭	宇土市赤瀬町66
理事	野田 康平	宇土市上綱田町3247
理事	森下 周二	宇土市長浜町580-2
理事	廣田 敬吾	宇土市上綱田町3249
監事	園田 雄一	宇土市長浜町276
監事	西村 信義	宇土市長浜町2114
監事	田代 周史	宇土市長浜町578

熊本県公告第380号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

令和8年（2026年）6月30日

熊本県知事 木 村 敬

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
 菊池郡大津町大字大津字中井迫2399番24、同2399番25の一部、同2399番60の一部、同2399番83、同2399番85の一部、同2399番126、同2399番127の一部、同2399番190、同2399番191及び同2399番194
 1工区 13, 191.51平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
 宇土市綱引町732番地1
 株式会社Liacrass

熊本県公告第381号

合志市に事務所を置く西合志土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第19項の規定により公告する。

令和8年（2026年）6月30日

熊本県知事 木 村 敬

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	境 敬二	合志市野々島1025番地
理事	原 啓之	合志市野々島1773番地4
理事	平田 誠之	合志市野々島2828番地2
理事	中山 靖広	合志市野々島3900番地1
理事	本田 洋昭	合志市野々島5217番地
理事	本山 貴士	合志市合生3466番地
理事	末永 之	合志市合生2296番地1
理事	木村 洋	合志市合生1463番地
理事	松本 浩二	合志市御代志1163番地
監事	城 和雄	合志市野々島87番地1
監事	上村 一弘	合志市上生364番地
就任		
理事	久永 敏郎	合志市野々島1008番地1
理事	角田 公司	合志市野々島3112番地
理事	中島 洋一	合志市野々島100番地
理事	工藤 一伸	合志市合生2700番地
理事	三山 耕一	合志市野々島1825番地2
理事	坂本 正弘	合志市野々島5186番地1
理事	末永 友博	合志市合生2332番地

理事	高村 雅生	合志市合生2029番地
理事	松本 恵美子	合志市上生915番地
監事	園田 進一郎	合志市野々島4914番地
監事	中村 幸房	合志市御代志263番地1
監事	井村 幸弘	合志市野々島1638番地

熊本県公告第382号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和8年（2026年）6月30日

熊本県知事 木 村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	氏名又は名称	住 所	
大森 君夫	津奈木町	林 辰徳	津奈木町	葦北郡津奈木町大字津奈木字大丸698-2
園木 誠二	芦北町	山崎 繁治	津奈木町	葦北郡津奈木町大字津奈木字高峰181
鶴田 徹夫	水俣市	富森 識弘	水俣市	水俣市袋字茂道2920-154
原永 裕二	水俣市	濱納 亜里沙	水俣市	水俣市梅戸町二丁目189
金子 司	水俣市	濱納 亜里沙	水俣市	水俣市明神町125
鬼塚 肇	水俣市	中村 忠雄	水俣市	水俣市古賀町二丁目55-3
古里 宗人	水俣市	古里 勇作	水俣市	水俣市古里字田頭1110-1ほか1筆
古里 憲美	水俣市	古里 一幸	水俣市	水俣市古里字田頭1152
古里 愛子 (亡)古里始	水俣市	古里 一幸	水俣市	水俣市古里字田頭1143-1ほか1筆
坂本 道代	水俣市	鶴田 博士	水俣市	水俣市久木野字川端1418-2
坂本 秀孝	甲佐町	株式会社つかさ農園	御船町	上益城郡甲佐町大字府領字南原2029ほか1筆
緒方 邦明 (亡)緒方邦彦	甲佐町	株式会社つかさ農園	御船町	上益城郡甲佐町大字田口字中山原545-1
奥名 悦子	甲佐町	株式会社つかさ農園	御船町	上益城郡甲佐町大字田口字八反777
坂本 秀孝	甲佐町	中村 明	甲佐町	上益城郡甲佐町大字府領字中原2072ほか1筆
緒方 優大	甲佐町	緒方 睦成	御船町	上益城郡甲佐町大字糸田字中川原450-1
緒方 優大	甲佐町	奥名 政成	甲佐町	上益城郡甲佐町大字糸田字十年2546
奥名 利春	甲佐町	奥名 政成	甲佐町	上益城郡甲佐町大字早川字蓮町1724-1ほか19筆
奥名 克美	甲佐町	奥名 政成	甲佐町	上益城郡甲佐町大字糸田字塔ノ木575-1ほか1筆
奥名 睦子	甲佐町	奥名 政成	甲佐町	上益城郡甲佐町大字糸田字夫ノ田2014ほか2筆
緒方 洋一	甲佐町	奥名 政成	甲佐町	上益城郡甲佐町大字早川字向鶴

				1 1 5 6 ほか9筆
北村 孝	熊本市	株式会社きむらのあられファーム	甲佐町	上益城郡甲佐町大字津志田字三反田2403ほか2筆
松岡 工	甲佐町	中村 嘉宏	熊本市	上益城郡甲佐町大字田口字平ノ上4521
本田 順子	甲佐町	金森 留美	甲佐町	上益城郡甲佐町大字船津字島田2816
田中 世輔	甲佐町	株式会社まきの農園	甲佐町	上益城郡甲佐町大字田口字池田3506
大山 隆也	美里町	田上 康則	甲佐町	上益城郡甲佐町大字中横田字上目野1373-1
川田 茂利	甲佐町	坂本 猛	熊本市	上益城郡甲佐町大字田口字上出口1819-1ほか1筆
布田 ヤス子	甲佐町	須藤 知弥	甲佐町	上益城郡甲佐町大字田口字上出口1808
田上 益男	甲佐町	井芹 徹	甲佐町	上益城郡甲佐町大字横田字丸山689ほか1筆
甲斐 國廣	甲佐町	井芹 徹	甲佐町	上益城郡甲佐町大字下横田字前田1000
森川 昭俊	甲佐町	井本 久美子	甲佐町	上益城郡甲佐町大字田口字古川2300ほか2筆
藏岡 誠	嘉島町	井本 久美子	甲佐町	上益城郡甲佐町大字田口字免ノ上3947
小屋敷 京子 外1名	甲佐町	緒方 弘文	甲佐町	上益城郡甲佐町大字糸田字中川原437
本郷 友信	熊本市	緒方 弘文	甲佐町	上益城郡甲佐町大字早川字前田912-1
松野 義照	甲佐町	緒方 弘文	甲佐町	上益城郡甲佐町大字糸田字下川原1105-1
古川 實	熊本市	緒方 弘文	甲佐町	上益城郡甲佐町大字吉田字吉田第二410-6ほか1筆
渡邊 幸子	御船町	緒方 弘文	甲佐町	上益城郡甲佐町大字糸田字夫ノ田2016
成松 勝江	御船町	緒方 弘文	甲佐町	上益城郡甲佐町大字糸田字十年2561-1
本田 弘	甲佐町	緒方 弘文	甲佐町	上益城郡甲佐町大字糸田字梶原1725ほか1筆
坂野 載祝	甲佐町	緒方 弘文	甲佐町	上益城郡甲佐町大字田口字前田1598ほか1筆
緒方 九州男	甲佐町	緒方 弘文	甲佐町	上益城郡甲佐町大字糸田字下川原1081
本田 尚	甲佐町	緒方 弘文	甲佐町	上益城郡甲佐町大字糸田字夫ノ田2020-1ほか3筆
緒方 紀人	御船町	緒方 弘文	甲佐町	上益城郡甲佐町大字糸田字夫ノ田2028ほか1筆
中川 弘道	甲佐町	緒方 弘文	甲佐町	上益城郡甲佐町大字糸田字下川原1075
井芹 薫	東京都杉並区	緒方 弘文	甲佐町	上益城郡甲佐町大字早川字下小塚349-1ほか1筆
吉住 齡亀	益城町	北森 孝一	益城町	上益城郡益城町大字砥川字西郡653ほか3筆

坂澤 昭吉	益城町	坂澤 龍生	益城町	上益城郡益城町大字福富字八ノ免251ほか1筆
山田 盛幸	益城町	農業生産法人株式会社平井農園	益城町	上益城郡益城町大字安永字萩1637
安田 勝弘	益城町	西本 嗣人	益城町	上益城郡益城町大字安永字湯田31-1
宮本 一義	益城町	長尾 成敏	益城町	上益城郡益城町大字木山字遠見塚1161ほか1筆
野田 祐士 (亡)野田 正徳	益城町	長尾 成敏	益城町	上益城郡益城町大字木山字遠見塚1164
松野 隆	益城町	長尾 成敏	益城町	上益城郡益城町大字木山字遠見塚1178
梅田 吉廣	益城町	安尾 勝	熊本市	上益城郡益城町大字木山字上辻815
奥永 喜代任	益城町	坂本 強	益城町	上益城郡益城町大字木山字前田222-1ほか1筆
藏土 恵	熊本市	坂本 強	益城町	上益城郡益城町大字宮園字鷺町6
藤枝 正時	益城町	松本 知治	益城町	上益城郡益城町大字寺迫字登立648
川端 英明	益城町	岡本 徹	益城町	上益城郡益城町大字平田字八ノ久保2184
村上 眞智子 (亡)村上 唯雄	益城町	福永 貴大	益城町	上益城郡益城町大字平田字棚田522-1ほか1筆
宇土 淳一	益城町	坂野 則昭	益城町	上益城郡益城町大字小谷字長迫間944-1ほか1筆
曾我 惟雄	菊陽町	株式会社アイプラントファーム	益城町	上益城郡益城町大字平田字雀迫2115
中村 みどり	山都町	原田 一道	山都町	上益城郡山都町畑字無田口499-1
荒木 孝夫	山都町	成瀬 智壽	山都町	上益城郡山都町鶴ケ田字日公事3789ほか1筆
本田 博俊	山都町	福島 浩二	山都町	上益城郡山都町長田字廣木1005ほか8筆
本住 勝一郎	御船町	光永 則幸	御船町	上益城郡御船町大字御船字下岩家堂347-1ほか2筆
赤星 良一	御船町	光永 則幸	御船町	上益城郡御船町大字御船字中山神589-2
守田 慎哉	熊本市	光永 則幸	御船町	上益城郡御船町大字御船字下山神604-1
宮本 広明	御船町	光永 則幸	御船町	上益城郡御船町大字小坂字須崎1211ほか1筆
徳永 明彦	福岡県北九州市	株式会社すえ広ファーム	菊陽町	上益城郡御船町大字小坂字山形370ほか1筆
渡邊 加智子	御船町	株式会社すえ広ファーム	菊陽町	上益城郡御船町大字小坂字宮田660-1
荒木 三千春	御船町	株式会社すえ	菊陽町	上益城郡御船町大字小坂字下原

		広ファーム		2150ほか2筆
京條 キヨ子	大阪府 大阪市	株式会社すえ 広ファーム	菊陽町	上益城郡御船町大字小坂字下原 2153
石坂 栄次	熊本市	株式会社すえ 広ファーム	菊陽町	上益城郡御船町大字小坂字下原 2163
本田 登	御船町	株式会社すえ 広ファーム	菊陽町	上益城郡御船町大字小坂字下原 2157
本田 鶴雄	御船町	株式会社すえ 広ファーム	菊陽町	上益城郡御船町大字小坂字下原 2149ほか2筆
松崎 照子	御船町	松崎 憲一	御船町	上益城郡御船町大字木倉字筒井 崎7542
宮崎 敏勝	嘉島町	農事組合法人 かしま広域農 場	嘉島町	上益城郡御船町大字高木字中須 125
		一般社団法人 西村地区組合	嘉島町	
小林 一典	嘉島町	農事組合法人 かしま広域農 場	嘉島町	上益城郡御船町大字高木字小林 289
		一般社団法人 西村地区組合	嘉島町	
嶋崎 純一	嘉島町	農事組合法人 かしま広域農 場	嘉島町	上益城郡御船町大字高木字中須 127
		一般社団法人 上六嘉下組地 区組合	嘉島町	
嶋崎 純一	嘉島町	農事組合法人 かしま広域農 場	嘉島町	上益城郡御船町大字高木字中須 99
		一般社団法人 上六嘉上組地 区組合	嘉島町	
尾方 昭利	人吉市	永山 芳宏	人吉市	人吉市上永野町字津留658ほ か2筆
永岡 良晃	人吉市	有限会社大王 牧場	人吉市	人吉市合ノ原町字周藤田232 -1ほか1筆
長遠 カズ子	人吉市	中神 義和	人吉市	人吉市中神町字城本字小丸11 20-1
菱刈 澄子	人吉市	中神 義和	人吉市	人吉市中神町字城本字小丸11 17-2
松永 セツ	宮崎県 小林市	井村 弘行	人吉市	人吉市合ノ原町字峰崎595- 1ほか2筆
山崎 正	人吉市	迫田 一臣	人吉市	人吉市合ノ原町字立石191- 1ほか2筆
山崎 正	人吉市	内布 洋一	球磨村	人吉市下原田町字荒毛字門入1 843-2
恒松 伸男	福岡県 北九州市	上村 信人	人吉市	人吉市上戸越町字下田代193 1
犬童 孝二	人吉市	永石 栄二	人吉市	人吉市瓦屋町字白田74-2ほ か1筆

菖蒲 雅彦	人吉市	永石 栄二	人吉市	人吉市合ノ原町字峰崎584-2
杉山 富美子	益城町	向岩 大輔	人吉市	人吉市上原田町字上原字下中原922-1ほか1筆
水俣 康彦	人吉市	農事組合法人 おこぼ	人吉市	人吉市大畑麓町字掛橋3386-1ほか1筆
上村 きよみ	人吉市	東 春喜	人吉市	人吉市上漆田町字茂ヶ野4255-1
山田 小由美	人吉市	山本 政弘	錦町	人吉市古仏頂町字荒巻1184-1ほか2筆
松本 恵恒	人吉市	山本 政弘	錦町	人吉市古仏頂町字荒巻1188
田野田 正光	人吉市	上村 信人	人吉市	人吉市田野町字下笹ノ谷3320-1ほか3筆

2 認可年月日
令和8年(2026年)6月22日

熊本県公告第383号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和8年(2026年)6月30日

熊本県知事 木村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	氏名又は名称	住所	
菖蒲 勝喜	人吉市	大無田 正洋	人吉市	球磨郡球磨村大字渡甲字馬越729
毎床 榮三郎 外1名	球磨村	槻木 啓介	球磨村	球磨郡球磨村大字三ヶ浦丙字堂山678
毎床 榮三郎	球磨村	槻木 啓介	球磨村	球磨郡球磨村大字三ヶ浦丙字堂山679-1

2 認可年月日
令和8年(2026年)6月22日

熊本県公告第384号

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可したので、同条第7項の規定により公告する。

令和8年(2026年)6月30日

熊本県知事 木村 敬

1 農用地利用集積等促進計画の概要

農地中間管理権の設定等を行う者		賃借権の設定等を受ける者		農地中間管理権の設定等及び賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	氏名又は名称	住所	
松本 敬臣	山江村	尾方 要	山江村	球磨郡山江村大字山田丁字段ノ岡1134ほか1筆
平山 辰也	山江村	西川 正晴	山江村	球磨郡山江村大字山田丁字小鶴2124ほか1筆
松本 博実 (亡)松本 四郎	山江村	岡本 祥希	山江村	球磨郡山江村大字山田丁字辻23-2
手石方 敏男	山江村	岡本 祥希	山江村	球磨郡山江村大字山田甲字杵町1221-1

森川 利光	錦町	大石 康宣	錦町	球磨郡錦町大字西字上田212 6-1ほか1筆
味岡建設株式 会社	多良木 町	東 吉次郎	人吉市	球磨郡錦町大字木上西字知敷原 7-4ほか3筆
丸岡 達也	錦町	有限会社石松 樹苗園	錦町	球磨郡錦町大字西字小峰原11 18-1ほか9筆
川嶋 晃二	錦町	有限会社石松 樹苗園	錦町	球磨郡錦町大字西字岡ノ下21 70
柳瀬 俊也	錦町	山本 剛	錦町	球磨郡錦町大字木上東字開き1 947ほか1筆
津山 政晃	錦町	尾方 旭	錦町	球磨郡錦町大字西字大王200 3-1
那須 鉄也	錦町	田口 英一郎	錦町	球磨郡錦町大字木上西字知敷原 5-18
本田 里美	錦町	株式会社有田 牧場	錦町	球磨郡錦町大字西字起原362 8-23ほか1筆
岡村 健二	熊本市	株式会社有田 牧場	錦町	球磨郡錦町大字一武字佐土原1 865-1ほか2筆
味岡建設株式 会社	多良木 町	川口 功	錦町	球磨郡錦町大字一武字福島63 ほか1筆
松本 美津江	多良木 町	中村 幸人	錦町	球磨郡錦町大字木上西字上島1 304ほか6筆
福永 輝武	錦町	株式会社尾里 農園	錦町	球磨郡錦町大字一武字堤尻46 55-1ほか6筆
酒井 りゅう 子	山鹿市	有限会社永岡 牧場	錦町	球磨郡錦町大字西字石原362 3-10ほか6筆
鳥井 泰介	熊本市	猪口 達馬	水上村	球磨郡水上村大字岩野字前田9 81ほか4筆
荒嶽 一夫	水上村	荒嶽 晋	水上村	球磨郡水上村大字湯山字下笠振 503ほか3筆
立尾 一喜	水上村	村山 清張	水上村	球磨郡水上村大字湯山字下神揚 1384-1ほか1筆
松村 幸二	大阪府 堺市	松山 幸博	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町免田西字梶原 3026-28ほか3筆
宮原 幸光	あさぎ り町	福元 大輔	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町岡原北字宮野 504-2ほか2筆
宮原 幸光 外2名	あさぎ り町	福元 大輔	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町岡原北字宮野 534ほか1筆
犬童 和浩 (亡)犬童 一人	あさぎ り町	桑原 三十志	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町上南字新永里 392-1ほか4筆
坂本 健一郎	あさぎ り町	田原 茂	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町須恵字堂園6 93-1ほか1筆
恒松 和子	あさぎ り町	田原 茂	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町須恵字中尾1 406-1ほか1筆
宮原 文弘 (亡)宮原 保弘	あさぎ り町	恒松 純生	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町須恵字中島5 433
恒松 萬里子	人吉市	那須 秀雄	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町岡原南字新齊 堂127-1ほか2筆
前田 義則	京都府 京都市	株式会社アグ リトラストサ	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町深田南字向町 372ほか5筆

		ービス		
濱砂 隆男 (亡) 溝口 ヨシエ	あさぎ り町	浅生 孝	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町上西字黒土田 3476
恒松 榮次郎	あさぎ り町	市岡 玲輝	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町深田東字馬場 70-1ほか1筆
稲葉 英則 (亡) 稲葉 三千年	あさぎ り町	稲富 裕二	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町上東字白髪4 51-2
蓑毛 哲	あさぎ り町	稲富 裕二	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町上南字秋時2 106ほか2筆
恒松 鶴男	あさぎ り町	農事組合法人 須恵かちやあ	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町須恵字中島5 353-1
上村 シズミ	あさぎ り町	橋口 龍馬	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町深田北字永峯 62-1
小山 法子	あさぎ り町	有限会社アグ リサービスあ さぎり	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町岡原北字天神 135-1ほか1筆
豊永 美恵子 (亡) 豊永 六見	あさぎ り町	上渕 憲一	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町上西字桜木3 551-2
山下 鹿三	あさぎ り町	遠坂 照美	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町免田東字久鹿 1002-1ほか4筆
北川 正秋	あさぎ り町	遠坂 照美	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町免田東字久鹿 1001-1
米谷 慶一郎	あさぎ り町	水長 喜義	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町免田東字吉井 2719
椎葉 洋三	あさぎ り町	株式会社大泉 龍寺	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町深田東字宝5 01-1
福永 喜一 (亡) 福永 清人	あさぎ り町	株式会社大泉 龍寺	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町深田東字宝4 65-1
村山 克之	あさぎ り町	岩永 秀信	あさぎ り町	球磨郡あさぎり町深田南字向町 322ほか3筆
洲上 由美子	湯前町	那須 武士	湯前町	球磨郡湯前町字上長尾1689 -189
洲上 由美子 (亡) 金子 カネヨ	湯前町	那須 武士	湯前町	球磨郡湯前町字上長尾1689 -37
岩野 文二	湯前町	多良木 泰嗣	湯前町	球磨郡湯前町字上京手2717
馬本 美佐子	湯前町	株式会社ミツ ショウ	湯前町	球磨郡湯前町字藤木2878ほ か1筆
瀬口 孝一	湯前町	別府 幸治	湯前町	球磨郡湯前町字木ノ下4935 -2ほか3筆
那須 絹代	湯前町	篠原 一久	湯前町	球磨郡湯前町字杉ノ本1512 -1ほか3筆
荒川 正子	湯前町	荒川 要	湯前町	球磨郡湯前町字久保田1307 -1ほか7筆
荒川 正子 (亡) 荒川 正光	湯前町	荒川 要	湯前町	球磨郡湯前町字久保田1340 -1ほか12筆
中西 早苗	湯前町	荒川 要	湯前町	球磨郡湯前町字久保田1341

				- 2
西 裕彦	熊本市	赤池 哲也	湯前町	球磨郡湯前町字嶽下2492-1
山口 弘子	湯前町	星原 弘之	湯前町	球磨郡湯前町字水堀286-3
味岡 みのぶ	湯前町	星原 弘之	湯前町	球磨郡湯前町字溝合2908-1ほか2筆
山本 武志	湯前町	杉野 良一	湯前町	球磨郡湯前町字西牧良33-1ほか1筆
山浦 伶子	湯前町	笹田 羊一郎	湯前町	球磨郡湯前町字野畑3561ほか2筆
甲斐 誠一	湯前町	くまくまアグリ合同会社	湯前町	球磨郡湯前町字下仁良田728-1ほか4筆
猿渡 一志	多良木町	合同会社池田牧場	多良木町	球磨郡多良木町大字黒肥地字北大久保3572-2ほか1筆
吉田 ツヤ子	多良木町	合同会社池田牧場	多良木町	球磨郡多良木町大字黒肥地字北大久保3573-1
吉田 ヤス子	多良木町	合同会社池田牧場	多良木町	球磨郡多良木町大字黒肥地字北大久保3593-1
甲斐 幸男 (亡) 甲斐重	五木村	合同会社池田牧場	多良木町	球磨郡多良木町大字黒肥地字北大久保3575-1ほか1筆
山村 仁	多良木町	合同会社池田牧場	多良木町	球磨郡多良木町大字黒肥地字北大久保3579-1
長瀬 四一	多良木町	合同会社池田牧場	多良木町	球磨郡多良木町大字黒肥地字堂手2912-11ほか1筆
黒木 恵美子	多良木町	合同会社池田牧場	多良木町	球磨郡多良木町大字黒肥地字松ノ下2111ほか1筆
大石 堅 (亡) 大石政利	湯前町	篠原 一久	湯前町	球磨郡多良木町大字多良木字上仁原360-1ほか7筆
増永 正博	多良木町	武藤 和弘	多良木町	球磨郡多良木町大字多良木字上鶴羽640
加藤 理恵子	多良木町	岩野 敬一	湯前町	球磨郡多良木町大字黒肥地字仁原川48-1ほか1筆
出口 好明	多良木町	岩野 敬一	湯前町	球磨郡多良木町大字黒肥地字仁原川57
加藤 理恵子	多良木町	出口 好明	多良木町	球磨郡多良木町大字黒肥地字仁原川45-3
東 留美子	熊本市	赤池 清徳	多良木町	球磨郡多良木町大字多良木字百太郎1283-9
赤池 セイ子	多良木町	赤池 清徳	多良木町	球磨郡多良木町大字多良木字松下1207-1ほか1筆
久保田 加代子	多良木町	赤池 清徳	多良木町	球磨郡多良木町大字多良木字上赤坂1333-1
井上 洋子 (亡) 井上光徳	多良木町	久保田 又喜	多良木町	球磨郡多良木町大字多良木字掛畠796-2ほか1筆
井上 秀雄	多良木町	久保田 又喜	多良木町	球磨郡多良木町大字多良木字掛畠796-1
中本 澄代	福岡県行橋市	益田 良則	多良木町	球磨郡多良木町大字黒肥地字小椎野5633ほか1筆
有川 軍六	多良木	福永 龍二	あさぎ	球磨郡多良木町大字多良木字古

	町		り町	多良木4540-1ほか1筆
田崎 稔朗	多良木町	新堀 重継	多良木町	球磨郡多良木町大字黒肥地字鮎ノ瀬1110-2
吉田 法子 (亡) 吉田 司	多良木町	松浦 栄一	多良木町	球磨郡多良木町大字久米字鎌別府347-1ほか4筆
藏座 義博	多良木町	江上 幸廣	多良木町	球磨郡多良木町大字多良木字年ノ神1803-1
嶋田 鉄也	多良木町	猪口 秀利	多良木町	球磨郡多良木町大字黒肥地字花ノ木8442
西 公晴 (亡) 西 登	多良木町	塚本 健太郎	多良木町	球磨郡多良木町大字黒肥地字土取3710-1
久保田 真由 美(亡) 久保 田 クミエ	多良木町	塚本 健太郎	多良木町	球磨郡多良木町大字黒肥地字土取3710-2ほか1筆
羽田野 幸江 (亡) 川邊 彰	人吉市	岸川 一文	多良木町	球磨郡多良木町大字奥野字日代越78-1
松下 裕一	多良木町	桑原 均二	多良木町	球磨郡多良木町大字黒肥地字幸坂10250
新堀 護	多良木町	西 俊英	多良木町	球磨郡多良木町大字黒肥地字田淵1447-2
中村 和宝	多良木町	中村 怜滋	多良木町	球磨郡多良木町大字多良木字古多良木4617
重富 聡	相良村	綱木 哲郎	相良村	球磨郡相良村大字柳瀬字陳ノ内1606-1ほか1筆
稲富 明	福岡県志免町	綱木 哲郎	相良村	球磨郡相良村大字柳瀬字六反田1742-1ほか1筆
奥山 利高	相良村	綱木 哲郎	相良村	球磨郡相良村大字柳瀬字片黒2025-1
山之内 信利	相良村	綱木 哲郎	相良村	球磨郡相良村大字柳瀬字今村1926-1ほか1筆
那須 信行	相良村	綱木 哲郎	相良村	球磨郡相良村大字柳瀬字西村1293-1
田中 良徳	相良村	綱木 哲郎	相良村	球磨郡相良村大字柳瀬字陳ノ内1635-1
奥田 千春	熊本市	池田 昌彦	相良村	球磨郡相良村大字川辺字下七折1322-4ほか1筆
恒松 高広 (亡) 恒松 廣志	人吉市	中村 直樹	錦町	球磨郡相良村大字川辺字上高原1-54ほか2筆
恒松 高広 (亡) 恒松 廣志	人吉市	北里 正典	錦町	球磨郡相良村大字川辺字上高原1-74
恒松 高広 (亡) 恒松 廣志	人吉市	清水 英明	錦町	球磨郡相良村大字川辺字高原100-32ほか1筆
恒松 高広 (亡) 恒松 廣志	人吉市	北崎 一英	あさぎり町	球磨郡相良村大字川辺字高原100-66ほか4筆

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
吉村 陽一	錦町	球磨郡錦町大字一武字福島25-1ほか1筆
豊永 勇喜	錦町	球磨郡錦町大字木上東字新替1983-2
仁木 功	錦町	球磨郡錦町大字一武字加幸625-1
池田 秀晴	錦町	球磨郡錦町大字木上南字平良958-2
谷口 予志之	山江村	球磨郡山江村大字山田乙字久保田130-1 ほか1筆
久保山 直巳	山江村	球磨郡山江村大字山田丁字永野原2549-1
吉村 哲男	山江村	球磨郡山江村大字山田丙字下尾丸865
矢棧間 俊英	山江村	球磨郡山江村大字山田丁字中山2730ほか 2筆
中村 直樹	錦町	球磨郡相良村大字川辺字中高原80-46ほか 1筆
池田 昌彦	相良村	球磨郡相良村大字川辺字高原82-29ほか 1筆
池田 昌彦	相良村	球磨郡相良村大字柳瀬字吉ノ尾986-43
池田 昌彦	相良村	球磨郡相良村大字川辺字上高原58-6ほか 1筆
池田 昌彦	相良村	球磨郡相良村大字柳瀬字吉ノ尾987-38 ほか2筆
池田 昌彦	相良村	球磨郡相良村大字柳瀬字吉ノ尾987-89
池田 昌彦	相良村	球磨郡相良村大字川辺字赤坂3161-1ほか 3筆
池田 昌彦	相良村	球磨郡相良村大字川辺字下七折1202-1
簗毛 三雄	多良木町	球磨郡多良木町大字久米字上別府947-1
中村 勇亀	多良木町	球磨郡多良木町大字黒肥地字北小谷5453 -43
中村 勇亀	多良木町	球磨郡多良木町大字黒肥地字西田7907ほか 3筆
中村 勇亀	多良木町	球磨郡多良木町大字黒肥地字西田7909
中村 勇亀	多良木町	球磨郡多良木町大字黒肥地字西田7932ほか 1筆
くまくまアグリ合同 会社	湯前町	球磨郡湯前町字上染田2561-1ほか2筆
くまくまアグリ合同 会社	湯前町	球磨郡湯前町字杉ノ本1539-2ほか1筆
くまくまアグリ合同 会社	湯前町	球磨郡湯前町字杉ノ本1542
くまくまアグリ合同 会社	湯前町	球磨郡湯前町字買元1975-8
くまくまアグリ合同 会社	湯前町	球磨郡湯前町字釘ノ町5419-1ほか5筆
くまくまアグリ合同 会社	湯前町	球磨郡湯前町字宮久保1492-1
くまくまアグリ合同 会社	湯前町	球磨郡湯前町字老神1881-2ほか2筆
くまくまアグリ合同 会社	湯前町	球磨郡湯前町字上高見2444-2ほか1筆
くまくまアグリ合同 会社	湯前町	球磨郡湯前町字野中田2540ほか2筆

会社		
くまくまアグリ合同会社	湯前町	球磨郡湯前町字上森重2005
くまくまアグリ合同会社	湯前町	球磨郡湯前町字二本212ほか43筆
森 崇幸	錦町	人吉市下田代町字千椿1266-1ほか5筆
中村 幹雄	山江村	人吉市鬼木町字川添960-1
上村 信二	人吉市	人吉市上原田町字上原字八王子834
中神 義和	人吉市	人吉市下原田町字瓜生田字塚ノ丸816
農事組合法人おこぼ	人吉市	人吉市大畑麓町字長谷川内4376-1ほか1筆
諫山 雄二	錦町	人吉市下田代町字春口1419-1
淵上 澄雄	人吉市	人吉市木地屋町字真萱2289-1ほか2筆
農事組合法人島津牧場	人吉市	人吉市下原田町字嵯峨里字横田1483
上村 信二	人吉市	人吉市上原田町字馬草野字上馬草野756-1ほか1筆
新堀 孝	人吉市	人吉市中神町字大柿字寺田43

2 認可年月日
令和8年(2026年)6月22日

登載依頼

熊本県警察本部告示第10号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和8年(2026年)6月30日

熊本県警察本部長 佐藤 昭一

- 1 競争入札に付する事項
熊本県指掌紋情報管理システム用装置の保守を含む賃貸借
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査(以下「資格審査」という。)を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書(本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。)に必要書類を添付し、(2)の問合せ先に電子申請し、添付書類を持参又は送付により提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和8年(2026年)7月14日(火)午後3時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和11年(2029年)3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和10年(2028年)9月1日から令和10年(2028年)1

0月31日(熊本県の休日を定める条例(平成元年熊本県条例第10号)第1条第1項各号に掲げる日を除く。)まで行う。

熊本県警察本部公告第57号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第6条の規定により次のとおり公告する。

令和8年(2026年)6月30日

熊本県警察本部長 佐藤 昭一

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
熊本県指掌紋情報管理システム用装置の保守を含む賃貸借
- (2) 借入物品及び数量
熊本県指掌紋情報管理システム 一式
- (3) 借入物品に係る発注・入札・契約担当部局
熊本県警察本部刑事部鑑識課指紋資料係(熊本県庁警察棟6階)
郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (4) 業務に係る入札事務部局
熊本県出納局管理調達課調達班(熊本県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (5) 借入物品の規格、品質等
熊本県指掌紋情報管理システム用装置の保守を含む賃貸借入札・要求仕様書(以下「仕様書」という。)による。
- (6) 契約期間
契約締結の日から令和14年(2032年)12月31日(金)まで
- (7) 借入期間
令和9年(2027年)1月1日(金)から令和14年(2032年)12月31日(金)まで
- (8) 納入期限
令和8年(2026年)12月28日(月)まで
- (9) 納入場所
熊本県警察本部刑事部鑑識課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- (10) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書(以下「ICカード」という。)が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (11) 入札金額
入札金額は、賃借料(保守料込み)1月当たりの借入代金とする。見積に当たっては、72月賃借料率で計算すること。
落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額により入札すること。
- (12) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和39年熊本県告示第420号)の規定を準用し、及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を適用する。
- (13) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(6)までに定める条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱(平成18年熊本県告示第521号)による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「委託」に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有していない場合、また、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要な場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。ただし、受付期間終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
ア 競争入札参加資格審査申請書(入札参加資格申請内容変更届を含む。)の受付期間

公告の日から令和8年(2026年)7月14日(火)午後3時まで

イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
 熊本県出納局管理審査課申請管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
 郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

ウ 競争入札参加資格審査申請書等の様式、手引等の取得
 熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

エ 提出の方法
 イの提出先へ熊本県ホームページの管理調達課ページを確認の上、提出すること。

(2) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者については、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。

(5) 次に掲げる事項のいずれにも該当しない者であること。

アイ 役員等が、暴力団員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する

エ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を

オ 役員等が、暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

※ 暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団密接関係者とは、熊本県暴力団排除

※ 役員等とは、個人である場合はその役員又は契約事務の権限を委任されている若しくは本業務に従事する予定の支店長、営業所その他

※ 「暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係」とは、暴力団員等が

(6) 仕様書の内容を満たしていること。これを保証するため、機能等証明書を令和8年

(2026年)7月24日（金）午後5時までの間に1(3)の発注・入札・契約担当

3 入札参加のための確認申請
 (1) 提出書類
 この入札に参加を希望する者は、2(3)から(6)までに定める条件の全てを満たす

者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。

アイ 競争入札参加資格確認申請書
 ウ 仕様書の5(5)に掲げる事前提出書類一式

(2) 提出方法
 電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウに掲げる書類をPDF形式

で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより、提出すること。ただし、

(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウの書類の電子データの容量が3メガバイト

を超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目

録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに

掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により

提出すること。
 なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出さ

れた競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、

(1)アからウに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。

(3) 提出期間
 公告の日から令和8年（2026年）8月24日（月）午後3時まで

(4) 提出先
 1(4)の入札事務局

(5) 確認結果の通知
 電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出

4 入札手続等
 (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
 1(3)の発注・入札・契約担当部局において公告の日から令和8年（2026年）

8月24日（月）午後3時まで受け付ける。

(2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説

- 明書の取得
 入札情報公開サービスシステム及び1(3)の発注・入札・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)9月3日(木)まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
 電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和8年(2026年)9月2日(水)午後3時まで電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
 (ア) 日時 令和8年(2026年)9月3日(木)午前10時
 (イ) 場所 1(4)の入札事務局
 (ウ) 入札書の提出方法
 くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送又は持参により事前提出を行うときは、令和8年(2026年)9月2日(水)(必着)までに1(4)の入札事務局へ書留郵便で送付し、又は持参することとする。当該提出においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」と及び「親展」と朱書するとともに、中封筒の表に1(1)の業務の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1(1)の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時
 開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に係らない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
 入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、1回目の開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時まで再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び紙入札において入札書を郵送等により事前提出した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとする。
- (6) 入札の無効
 次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
 ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
 イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
 ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
 エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
 オ 紙入札による入札において入札書に未記入の項目がある入札
 カ 紙入札による入札において入札金額の有効数字直前に「¥」の記入がない入札
- (7) 入札金額の錯誤
 入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1(4)の入札事務局を窓口として1(3)の発注・入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出期限は4(3)イ(ア)の日時までとする。
 1(3)の発注・入札・契約担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
 ア 入札金額の総額と単価の取り違い
 イ 入札金額単位の誤り
- (8) 入札の中止等
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (9) 落札者の決定方法
 開札後、熊本県会計規則(昭和60年熊本県規則第11号)第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (10) 入札保証金

- 免除する。
- 5 契約について
- (1) 契約書の作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して10日（熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額（1月当たりの賃借料）に借入月数（72月）を乗じて得た額の100分の10以上の金額を納付し、契約保証金納入書を提出しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 (3)の申出期限
イ 提出場所 1(3)の発注・入札・契約担当部局
- 6 その他
- (1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 7 問合せ
- (1) 問合せ先
- ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。
熊本県警察本部刑事部鑑識課指紋資料係
電話番号 096-381-0110（内線4657）
ファックス番号 096-381-0110（内線4619）
- イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
ファックス番号 096-381-9010
- ウ 入札手続（紙入札移行承認等）及び電子入札システム利用届に関すること。
熊本県出納局管理調達課調達班
電話番号 096-333-2580
ファックス番号 096-381-9010
- エ 電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
- (2) 受付時間
午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）
- 8 Summary
- (1) Name and Content of Consignment
Lease (including maintenance) of equipment for the Kumamoto Prefecture Fingerprint Information Management System
- (2) Date and Place for tender
Date: September 3rd 2026, 10:00 am
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Procurement Division
(2nd floor of Prefectural Government Main Building)
- (3) Name of Department in Charge of Bidding Contract
Kumamoto Prefectural Police Headquarters Police Administration Department,
Information Management division
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8610, Japan
Phone: 096-381-0110(4657)
- (4) Other
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される特定契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

令和8年（2026年）6月30日

熊本県教育長 越 猪 浩 樹

- 1 競争入札に付する事項
熊本県次期教育情報基盤に係る教職員用統合端末等調達業務（第1期）
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成28年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査の上、入札参加資格を有すると決定されたうち業務区分が「物品」、業種（詳細業種）が「機械・器具類」のOA機器・ソフトウェア等に登録されている者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に定めるところにより、要綱による審査（以下「資格審査」という。）を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める競争入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)に提出すること。
 - (2) 競争入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 競争入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から令和8年（2026年）7月13日（月）午後3時までとする。ただし、受付期間終了後入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 競争入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から令和11年（2029年）3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく競争入札参加資格審査申請の受付を令和10年（2028年）9月1日から令和10年（2028年）10月31日（熊本県の休日）を定める条例（平成元年熊本県条例第10号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）まで行う。

熊本県教育委員会公告第31号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

令和8年（2026年）6月30日

熊本県教育長 越 猪 浩 樹

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 業務の名称
熊本県次期教育情報基盤に係る教職員用統合端末等調達業務（第1期）
 - (2) 業務に係る発注・入札・契約担当部局
熊本県教育庁教育政策課教育DX・働き方改革推進室働き方改革推進班（熊本県庁行政棟新館7階）
郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (3) 業務に係る入札事務部局
熊本県出納局管理調達課調達班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 - (4) 業務の内容
熊本県次期教育情報基盤に係る教職員用統合端末等調達業務（第1期）要求仕様書（以下「仕様書」という。）による。
 - (5) 納入期限及び納入場所
仕様書による。
 - (6) 入札方式（紙入札併用案件）
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉

塞、破損等で使用できなくなり、ＩＣカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりＩＣカードの再取得を準備している者

- (7) 入札金額
入札金額は、本業務に要する費用の総額とする。落札決定に当たっては、入札金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもつて落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額より入札すること。
- (8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争入札心得（昭和39年熊本県運用基準第420号）の規定を準用し、及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）最低制限価格の規定を適用する。

- (9) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。
 - 2 入札参加者の必要な資格に関する事項
次の(1)から(5)までに定める条件の全てを満たす者であること。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号）による審査の上、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」、業種（詳細業種）が「機械・器具類－OA機器・ソフトウェア等」に登録されている者であること。
- なお、入札参加資格を有している場合で、本入札に参加するために登録内容の変更が必要な場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。ただし、受付期間終了後入札日時まで随時受け付けるが、この場合に、資格審査が入札に間合わないことがある。ア 資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）の受付期間

公告の日から令和8年（2026年）7月13日（月）午後3時まで
イ 競争入札参加資格審査申請書の提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
ウ 競争入札参加資格審査申請書の様式、手引等の取得
熊本県庁ホームページの管理調達課ページからダウンロードすること。

- エ 提出の方法
イの提出先へ熊本県ホームページの管理調達課ページを確認の上、提出すること。
提出する場合は、アの受付期間内とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 納入しようとする物品が仕様書に示す仕様に適合していること。
- (5) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。

- 3 入札参加のための確認申請
- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(4)までに定める条件の全てを満たす者であることの確認を受けるため、次に掲げる書類を提出すること。
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 仕様適合確認書
ウ 仕様を確認できる資料（カタログ等）
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類をPDF形式で1つのファイルに集約の上、電子入札システムにより提出すること。ただし、(1)アに掲げる書類に添付する(1)イ及びウに掲げる書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等1つのファイルに集約できない場合は、(1)イ及びウに掲げる書類の目録を(1)アに掲げる書類に添付して電子入札システムにより提出し、(1)イ及びウに掲げる書類は、(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のＩＣカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。また、紙入札により入札する場合は、(1)アからウまでに掲げる書類を書面で(3)の提出期間内（必着）に郵送（書留郵便に限る。）又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から令和8年（2026年）7月22日（水）午後3時まで
- (4) 提出先
1 (3)の入札事務局
- (5) 内容の確認
入札参加希望者は、契約担当者から(1)イ及びウの書類に関し説明を求められた

場合は、それに応じること。

- (6) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札仕様等に対する質問の受付期間
1 (2) の発注・入札・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)7月22日(水)午後3時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札に関する質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式及び入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1 (2) の発注・入札・契約担当部局において公告の日から令和8年(2026年)8月13日(木)まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札参加資格確認結果の通知を受けた日から令和8年(2026年)8月12日(水)午後3時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
(ア) 日時 令和8年(2026年)8月13日(木) 午前10時
(イ) 場所 1 (3) の入札事務局
(ウ) 入札書の提出方法
くじ番号を記載した入札書(代理人が入札するとき、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し、提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、令和8年(2026年)8月12日(水)(必着)までに1 (3) の入札事務局へ書留郵便で送付し、又は持参することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親書展」と朱書するとともに、中封筒の表に1 (1) の業務の名称及び開札日時を親書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の封筒の表に「再入札書」と朱書した上で、1 (1) の業務の名称を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合等これらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない熊本県の職員)の下に(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は、開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。
なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び紙入札において入札書を郵送等により事前提出した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとする。
- (6) 入札の無効
次のアからカまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。また、落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得第8条各号(第3号を除く。)のいずれかに該当する入札
イ 錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ 電子入札システムによる入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ 電子入札システムによる入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
オ 紙入札による入札において入札書に未記入の項目がある入札
カ 紙入札による入札において入札金額の有効数字直前に「¥」の記号がない入札
- (7) 入札金額の錯誤
入札参加者は、入札参加者が行った入札において、明らかに次のア及びイのいずれかに該当する入札であることが判明した場合は、直ちにその旨を1 (3) の入札事務局を窓口として1 (2) の発注・入札・契約担当部局に申し出るとともに入札金額錯誤届を提出すること。ただし、当該申出及び入札金額錯誤届の提出は4 (3) イ(ア)の日時までとする。
1 (2) の発注・入札・契約担当部局は申出及び入札金額錯誤届の提出を行った者から、内容について事情聴取を行い、次のア及びイのいずれかに該当すると認められる場合は、当該入札を無効とすることができる。
ア 入札金額の総額と単価の取り違い
イ 入札金額単位の誤り

(8) 入札の中止等
 入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をした場合等において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(9) 落札者の決定方法
 開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行った者を落札者とす。この場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(10) 入札保証金
 免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否
 要

(2) 契約の締結期限

本契約に係る議会の議決の日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

落札者の決定の日から起算して5日（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）を経過した日

(4) 契約保証金

契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を納付し、契約保証金納入書を提出しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。ただし、契約保証金の納付は、同条第2項各号に規定する担保の提供をもつて代えることができ、同規則第78条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

ア 納付期限 本契約に係る議会の議決の日

イ 提出場所 1 (2) の発注・入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 問合せ

(1) 問合せ先

ア 入札の業務内容全般（仕様書、確認申請等）に関すること。

熊本県教育庁教育政策課教育DX・働き方改革推進室

電話番号 096-333-2673

ファックス番号 096-384-1509

イ 競争入札参加資格審査申請に関すること。

熊本県出納局管理調達課管理班

電話番号 096-333-2581

ファックス番号 096-381-9010

ウ 入札手続（紙入札移行承認等）及び電子入札システム利用届に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

ファックス番号 096-381-9010

エ 電子入札システムの操作方法に関すること。

くまもと県市町村電子入札コールセンター

電話番号 096-373-2032

ファックス番号 096-370-5455

(2) 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで（熊本県の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。）

8 Summary

(1) Name and quantity of commodity

A Set of personal computer for education

・1,900 personal computers

・peripheral equipments and softwares

(2) Date and place to tender

Date: August 13th, 2026, 10:00 am

Place: Kumamoto Prefectural Government

Treasury Bureau, Management and Procur

ement Division

(2nd floor of Prefectural Government

Main Building)

(3) Name of Department in Charge of Bidd

ing Contract
 Educational Policy Division
 Board of Education Prefectural Office
 of Kumamoto
 6-18-1 Suizenji, Chuoku, Kumamoto-City,
 Kumamoto Prefecture
 862-8609, Japan
 Phone: 096-333-2673

(4) Other
 Language: Japanese
 Currency: Japanese Yen

熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のとおり制定する。
 令和8年6月30日

熊本県知事 木村 敬

熊本県公営企業管理規程第6号

熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程
 熊本県企業局職員就業規程（昭和38年熊本県電気事業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第13条の別表第4の14の項中「次項」の次に「及び16の項」を加え、同条の別表第4の16の項を次のように改める。

<p>16</p>	<p>職員が次のいずれかに該当する場合 (1) 職員が15歳に達する日の属する年度の3月31日までの子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話若しくは疾病の予防を図るために必要なものとしてその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち、入園、卒園、入学又は卒業の式典その他これに準ずる式典へ参加することをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合 (2) 職員が15歳に達する日の属する年度の3月31日までの子（配偶者の子を含む。）、配偶者又はその他2親等内の血族若しくは姻族の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったこれらの者の世話）を行う場合で勤務しないことが相当であると認められる場合</p>	<p>一の年において5日（15歳に達する日の属する年度の3月31日までの子が2人以上いる場合にあっては10日）の範囲内でそのつど必要と認める期間</p>
-----------	--	--

附 則
 この規程は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。